

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第八号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
別表消防法(以下この項において「法」という。)の項を次のように改める。

消防法) 以下この 項におい て「法」 という。)	法第十一条第一項前段の規定 による移送取扱所の設置の許 可の申請に対する審査	移送取扱所設置許 可申請手数料	一 危険物を移送するた めの配管の延長(当該 配管の起点又は終点が 二以上ある場合には、 任意の起点から任意の 終点までの当該配管の 延長のうち最大のもの をいう。以下この項に おいて同じ。)が一五 キロメートル以下のも の(危険物を移送する ための配管に係る最大 常用圧力が〇・九五メ ガパスカル以上であつ て、かつ、危険物を移 送するための配管の延 長が七キロメートル以 上のものを除く。) 二一、〇〇〇円 二 危険物を移送するた めの配管に係る最大常 用圧力が〇・九五メガ パスカル以上であつて、 かつ、危険物を移送す るための配管の延長が 七キロメートル以上一 五キロメートル以下の もの 八七、〇〇〇円 三 危険物を移送するた
---------------------------------------	----------------------------------------------	--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>法第十三条の二十三の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施</p>	<p>危険物取扱作業保安講習手数料</p>	<p>三 丙種危険物取扱者試験 二、七〇〇円 四、七〇〇円</p>
<p>法第十四条の三第一項の規定による移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>移送取扱所保安検査手数料</p>	<p>一 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上一五キロメートル以下のもの 七〇、〇〇〇円</p> <p>二 危険物を移送するための配管の延長が一五キロメートルを超えるもの 七〇、〇〇〇円に、危険物を移送するための配管の延長が一五キロメートル又は一五キロメートルに満たない端数を増すことに一七、〇〇〇円を加えた額</p>
<p>法第十七条の七第一項の規定による消防設備士免状の交付</p>	<p>消防設備士免状の交付手数料</p>	<p>二、八〇〇円</p>
<p>消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の五の規定による消防設備士免状の書換え</p>	<p>消防設備士免状の書換え手数料</p>	<p>一 同令第三十六条の四第五号に掲げる事項に係るもの 一、六〇〇円</p> <p>二 一に掲げるもの以外のもの 七〇〇円</p>
<p>法第十七条の八第三項の規定による消防設備士試験の実施</p>	<p>消防設備士試験手数料</p>	<p>一 甲種消防設備士試験 五、〇〇〇円</p> <p>二 乙種消防設備士試験 三、四〇〇円</p>
<p>法第十七条の十の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施</p>	<p>工事整備対象設備等の工事又は整備講習手数料</p>	<p>七、〇〇〇円</p>

別表火薬類取締法（以下この項において「法」という。）の項を次のように改める。

火薬類取 締法（以 下この項 において 「法」と いう。）	法第三十一条第三項の規定に よる丙種火薬類製造保安責任 者又は火薬類取扱保安責任者 試験の実施	丙種火薬類製造保 安責任者又は火薬 類取扱保安責任者 試験手数料	二、〇〇〇円
法第三十一条第三項の規定に よる丙種火薬類製造保安責任 者又は火薬類取扱保安責任者 免状の交付	法第三十一条第三項の規定に よる丙種火薬類製造保安責任 者又は火薬類取扱保安責任者 免状の交付	丙種火薬類製造保 安責任者又は火薬 類取扱保安責任者 免状の交付手数料	一、四〇〇円
法第三十一条第七項において 準用する法第十七条第八項の 規定による丙種火薬類製造保 安責任者又は火薬類取扱保安 責任者免状の再交付	丙種火薬類製造保 安責任者又は火薬 類取扱保安責任者 免状の再交付手 料		一、四〇〇円

別表家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）以下この項において「法」

と「法」という。の項中

十三 豚流行性下痢検査 三〇〇円	を	十三 豚流行性下痢検査 三〇〇円
		十四 豚コレラ検査 三五〇円
		十五 馬インフルエンザ 検査 三、〇〇〇円

に改

め、高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）の項中

法第五条第一項第一号に該当 する者（移动式製造設備のみ を使用して高圧ガスを製造す る者に限る。）に係る高圧ガ スの製造の許可の申請に対す る審査	高圧ガス製造許可 申請手数料（移動 式製造設備のみを 使用して高圧ガス を製造する者に限 る。）	九 処理容積が一〇、〇 〇〇、〇〇〇立方メー トル以上の設備 五六〇、〇〇〇円
		一 処理容積が一〇〇立 方メートル以上二〇〇 立方メートル未満の設 備 七、四〇〇円
		二 処理容積が二〇〇立 方メートル以上一、〇 〇〇立方メートル未 満の設備 一一、〇〇〇円
		三 処理容積が一、〇〇 〇立方メートル以上五 〇〇〇立方メートル未 満の設備 一三、〇〇〇円
		四 処理容積が五、〇〇

<p>法第五条第一項第二号に該当する者に係る高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査</p>	
<p>高圧ガス製造許可申請手数料（冷凍のための設備を使用して高圧ガスを製造する者に限る。）</p>	
<p>二 冷凍能力が一〇〇トン以上三〇〇トン未満の設備 五四、〇〇〇円</p>	<p>一 冷凍能力が二〇トン以上一〇〇トン未満の設備 三六、〇〇〇円</p>
<p>十 処理容積が一〇、〇〇〇立方メートル以上の設備 九一、〇〇〇円</p>	<p>九 処理容積が五、〇〇〇立方メートル以上一〇、〇〇〇立方メートル未満の設備 七五、〇〇〇円</p>
<p>八 処理容積が一、〇〇〇立方メートル以上五、〇〇〇立方メートル未満の設備 六〇、〇〇〇円</p>	<p>七 処理容積が五〇〇、〇〇〇立方メートル以上一、〇〇〇立方メートル未満の設備 四四、〇〇〇円</p>
<p>六 処理容積が一〇〇、〇〇〇立方メートル以上五〇〇、〇〇〇立方メートル未満の設備 二七、〇〇〇円</p>	<p>五 処理容積が二五、〇〇〇立方メートル以上一〇〇、〇〇〇立方メートル未満の設備 二一、〇〇〇円</p>
<p>〇立方メートル以上二五、〇〇〇立方メートル未満の設備 一六、〇〇〇円</p>	

を

		<p>三 冷凍能力が三〇〇トン以上一、〇〇〇トン未満の設備 六八、〇〇〇円</p> <p>四 冷凍能力が一、〇〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満の設備 八七、〇〇〇円</p> <p>五 冷凍能力が三、〇〇〇トン以上の設備 一一〇、〇〇〇円</p>
		<p>九 処理容積が一〇、〇〇〇、〇〇〇立方メートル以上の設備 五六〇、〇〇〇円</p>
<p>法第十四条第一項の規定による法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者（移动式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者に限る。）に係る高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>高压ガス製造施設等変更許可申請手数料（移动式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者に限る。）</p>	<p>十 一から九までに掲げる場合以外の場合 一六、〇〇〇円</p> <p>一 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二〇〇立方メートル未満増加する場合 五、一〇〇円</p> <p>二 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二〇〇立方メートル以上一、〇〇〇立方メートル未満増加する場合 八、二〇〇円</p> <p>三 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して一、〇〇〇立方メートル以上五、〇〇〇立方メートル未満増加する場合 九、二〇〇円</p> <p>四 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五、〇〇〇立方メートル以上二五、〇〇〇立方メートル未満増加する場合 九、二〇〇円</p>

に、

<p>加する場合 一二、〇〇〇円</p>	<p>五 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二五、〇〇〇立方メートル以上二〇〇、〇〇〇立方メートル未満増加する場合 一四、〇〇〇円</p>	<p>六 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して一〇〇、〇〇〇立方メートル以上五〇〇、〇〇〇立方メートル未満増加する場合 一八、〇〇〇円</p>	<p>七 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五〇〇、〇〇〇立方メートル以上一、〇〇〇、〇〇〇立方メートル未満増加する場合 三一、〇〇〇円</p>	<p>八 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して一、〇〇〇、〇〇〇立方メートル以上五、〇〇〇、〇〇〇立方メートル未満増加する場合 四四、〇〇〇円</p>	<p>九 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五、〇〇〇、〇〇〇立方メートル以上一〇、〇〇〇、〇〇〇立方メートル未満増加する場合 五三、〇〇〇円</p>	<p>十 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して一〇、〇〇〇、〇〇〇立方メートル以上増加する場合 六五、〇〇〇円</p>
--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

	<p>法第十四条第一項の規定による法第五条第一項第二号に該当する同項の許可を受けた者に係る高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査</p>	
	<p>高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料（冷凍のための設備を使用して高圧ガスを製造する者に限る。）</p>	<p>十一 一から十までに掲げる場合以外の場合 三、二〇〇円</p>
		<p>一 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合）にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力をいう。以下この項において同じ。</p> <p>（に比して一〇〇トン未満増加する場合 三〇、〇〇〇円</p>
		<p>二 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して一〇〇トン以上三〇〇トン未満増加する場合 三八、〇〇〇円</p>
		<p>三 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して三〇〇トン以上、一〇〇〇トン未満増加する場合 五五、〇〇〇円</p>
		<p>四 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して一、〇〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満増加する場合 六一、〇〇〇円</p>
		<p>五 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して三、〇〇〇トン以上増加する場合 六九、〇〇〇円</p>
		<p>六 一から五までに掲げる場合以外の場合 一六、〇〇〇円</p>

を

<p>法第十六条第一項の規定による 高压ガスの貯蔵所の設置の 許可の申請に対する審査</p> <p>法第十九条第一項の規定によ る高压ガスの貯蔵所の位置、 構造又は設備の変更の工事の 許可の申請に対する審査</p>	<p>高压ガス貯蔵所設 置許可申請手数料</p> <p>高压ガス貯蔵所変 更許可申請手数料</p>	<p>二五、〇〇〇円</p> <p>一 変更後の貯蔵容積が 変更前の貯蔵容積に比 して増加する場合 一四、〇〇〇円</p> <p>二 一に掲げる場合以外 の場合 一一、〇〇〇円</p>
<p>法第二十条第一項又は第三項 の規定による高压ガス製造施 設等の設置又は変更に係る工 事の完成検査</p>	<p>高压ガス製造施設 等完成検査手数料</p>	<p>一 法第五条第一項の許 可を受けた者に係るも の（五に掲げるものを 除く。） 高压ガス製造許可申 請手数料（移動式製造 設備のみを使用して高 圧ガスを製造する者を 除く。） 高压ガス製造許可申 請手数料（移動式製造 設備のみを使用して高 圧ガスを製造する者に 限る。） （の金額の欄に掲げる 処理容積又は冷凍能力 の区分に応じ、そのお の額の額の四分の三 の額</p> <p>二 法第十四条第一項の 変更の許可を受けた者 に係るもの（五に掲げ るものを除く。） 高压ガス製造施設等 変更許可申請手数料（ 移動式製造設備のみを 使用して高压ガスを製 造する者を除く。） 高压ガス製造施設等変 更許可申請手数料（移 動式製造設備のみを使</p>

	<p>法第二十二條第一項の規定による 高压ガスの輸入検査</p>			
	<p>輸入高压ガス検査 手数料</p>			
<p>用して高压ガスを製造する者に限る。) 又は高压ガス製造施設等変更許可申請手数料 (冷凍のための設備を使用して高压ガスを製造する者に限る。) の金額の欄に掲げる処理容積又は冷凍能力の区分に応じ、そのおのの額の四分の三の額</p>	<p>三 法第十六条第一項の許可を受けた者に係るもの 一八、七五〇円</p>	<p>四 法第十九条第一項の変更の許可を受けた者に係るもの 高压ガス貯蔵所変更許可申請手数料の金額の欄に掲げる区分に応じ、そのおのの額の四分の三の額</p>	<p>五 法第五条第一項の許可又は法第十四条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものに係るもの 六、一〇〇円</p>	<p>一 容積三〇〇立方メートル未満 (液化ガスにあつては質量三トン未満) の高压ガスに係るもの 一三、〇〇〇円</p> <p>二 容積三〇〇立方メートル以上、一〇〇〇立方メートル未満 (液化</p>

<p>法第二十五条第一項の規定に</p>		<p>法第二十条第一項又は第三項の規定による高圧ガス製造施設等の設置又は変更に係る工事の完成検査</p>	
<p>保安検査手数料)</p>		<p>高圧ガス製造施設等完成検査手数料</p>	
<p>一 処理容積が一〇〇立</p>	<p>九 処理容積が一〇、〇〇〇、〇〇〇立方メートル以上の設備 六一〇、〇〇〇円</p>	<p>一 法第五条第一項の許可を受けた者に係るもの 高圧ガス製造許可申請手数料(移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者を除く。)の金額の欄に掲げる処理容積の区分に応じ、その額の四分の三の額</p> <p>二 法第十四条第一項の変更の許可を受けた者に係るもの 高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料(移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者を除く。)の金額の欄に掲げる処理容積の区分に応じ、その額の四分の三の額</p> <p>十 一から九までに掲げる場合以外の場合 一六、〇〇〇円</p>	<p>ガスにあつては質量三トン以上一〇トン未満の 高圧ガスに係るもの 二一、〇〇〇円</p> <p>三 容積一、〇〇〇立方メートル以上(液化ガスにあつては質量一〇トン以上)の高圧ガスに係るもの 二七、〇〇〇円</p>

に、

よる法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者に限る。）に係る保安検査

移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者に限る。）

方メートル以上二〇〇立方メートル未満の設備	七、七〇〇円
二 処理容積が二〇〇立方メートル以上一、〇〇〇立方メートル未満の設備	一一、〇〇〇円
三 処理容積が一、〇〇〇立方メートル以上五、〇〇〇立方メートル未満の設備	一五、〇〇〇円
四 処理容積が五、〇〇〇立方メートル以上二五、〇〇〇立方メートル未満の設備	二〇、〇〇〇円
五 処理容積が二五、〇〇〇立方メートル以上一〇〇、〇〇〇立方メートル未満の設備	二二、〇〇〇円
六 処理容積が一〇〇、〇〇〇立方メートル以上五〇〇、〇〇〇立方メートル未満の設備	三一、〇〇〇円
七 処理容積が五〇〇、〇〇〇立方メートル以上一、〇〇〇立方メートル未満の設備	四七、〇〇〇円
八 処理容積が一、〇〇〇、〇〇〇立方メートル以上五、〇〇〇、〇〇〇立方メートル未満の設備	六四、〇〇〇円
九 処理容積が五、〇〇〇、〇〇〇立方メートル以上一〇、〇〇〇、〇〇〇立方メートル未満の設備	

を

法第二十六条の四第一項の規定による試験の実施	登録販売者試験手数料	一五、〇〇〇円	に改
法第二十六条の四第二項の規定による登録の申請に対する審査	販売従事登録申請手数料	七、一〇〇円	

める。

(広島県立三次看護専門学校条例の一部改正)

第二条 広島県立三次看護専門学校条例(昭和三十二年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「三千四百円」を「四千四百円」に改める。

第七条第二項中「九千円」を「一万千円」に改める。

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第三条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表一の項種別の欄中「老人」を「後期高齢者」に改め、同項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第三十条第一項」を「第七十一条第一項」に、「医療に要する」を「療養の給付に要する」に、「医療費用算定基準」を「療養費用算定基準」に、「第十七条第二項第四号」を「第六十四条第二項第四号」に改め、同表一の項種別の欄中「老人」を「後期高齢者」に改め、同項中「老人保健法第三十一条の第二項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項」に改め、同表四の項中「第六十二条第二項」を「第六十三条第二項第四号」に、「老人保健法第十七条第二項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第四号」に、「老人保健法第三十一条の三第二項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七十六条第二項」に改め、同表五の項中「選定療養」を「健康保険法第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号の規定により厚生労働大臣が定める療養」に改め、同表中三十三の項を三十七の項とし、二十四の項から三十二の項までを四項ずつ繰り下げ、二十三の項の次に次のように加える。

二十四 抗リン脂質抗体検査料	一回二二、七〇〇円以内で知事が定める額
二十五 抗精子抗体検査料	一回二一、一三〇円以内で知事が定める額
二十六 卵巣機能検査料	一回二一、一三〇円以内で知事が定める額
二十七 流産物遺伝学的検査料	一回四四、五五〇円以内で知事が定める額

査料

別表備考一中「老人」を「後期高齢者」に、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療」を「療養の給付」に改める。

(広島県立農業技術大学設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県立農業技術大学設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「九千六百円」を「九千九百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に広島県立三次看護専門学校に在学する者に係る授業料の額は、第二条の規定による改正後の広島県立三次看護専門学校条例第七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に広島県立農業技術大学校に在学する者に係る授業料の額は、第四条の規定による改正後の広島県立農業技術大学校設置及び管理条例第七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。